

## 管理計画の枠組みについて

「奄美・琉球」の管理計画においては、昨年度まではできる限り全ての地域をまとめる包括的管理計画の作成を目指してきた。しかし、候補地である4つの島・地域が地理的にも分散しており、行政的にも2県12市町村が関わり、保護管理上の課題が各地域で異なるのみならず、個々の地域社会における世界自然遺産登録に対する認識や理解にも相当程度の違いが生じているのが現状である。

また、昨年度実施した「奄美ワーキンググループ」及び「琉球ワーキンググループ」での専門家意見では、遺産候補地である4地域全体を対象とした記載においては、地域全体を一つに捉えた観点の重要性や4地域全体で取り組むべき課題に対する共通の対応方針をより明確に示す必要があるなどの指摘がなされた。一方、各地域ごとの課題に関しては、地元関係者による協議や参加を前提として、より具体的な取組や行動の計画、実行のための仕組みについて言及すべきであるとの意見が出された。

今年度からは、各地域の管理に係る具体的な議論の場として、地域連絡会議の下に「奄美大島部会」「徳之島部会」「やんばる部会」「西表島部会」の設置に向けて、各地域部会の設立準備会及び勉強会が開催され、個別の遺産候補地ごとの検討・調整が進められている。

このような状況を踏まえて、昨年度に作成した管理計画構成案を見直し、「奄美・琉球」全体の包括的管理計画は共通の目的と戦略的枠組みや方針を定めた上位計画として位置づけ、その下位計画として地域別行動計画を定めるという枠組みにするのが効果的であると判断した。

## 平成26年度「奄美WG」「琉球WG」での意見の抜粋

### <遺産候補地全体を対象とした記載について>

- ・管理方策について、各島別に記述されているが、その前に4地域を一つに捉えた観点での記述が必要ではないか。その他の記述についても、4つの島それぞれの特徴だけでなく、4地域全体を一つの大きな場所として捉えた観点で記述する必要がある。そのような観点を十分に考慮した書き方にすべきだと思う。(奄美WG)
- ・奄美・琉球の地理的・歴史的な位置付けを明確にし、奄美・琉球世界自然遺産推薦地を共通の価値観に基づき統一的に管理する必要がある。同じような価値観で管理するという方針は当然あると思うが、その背景に守るべき対象があってはじめて共通の価値観ができるのではないか。(奄美WG)
- ・管理の方策には4島共通のものもある。特に共通に分布する外来種の対策については全体として取り組むべき方策を示したほうが理解しやすい。(琉球WG)

### <各遺産候補地ごとの記載について>

- ・地元の方を含めた検討課題として環境教育と並行して、産業基盤を守ることも進める必要があると思う。このようなことを見据えた取り組みが必要ではないか。(奄美WG)
- ・能動的管理の必要性や方法については様々な可能性があり、様々な意見がある。全体として統一的に示すことは難しいと思うが、これができれば、奄美・徳之島・沖縄の3島の特徴を出しやすいのではないか。目指すべきイメージを地元で話す場ができないだろうか。林業関係の方や、地元で植物・菌類等を研究している方の意見も伺って、奄美・徳之島らしい世界遺産のあり方をもう少し具体的なイメージにできると良い。(奄美WG)
- ・京都ビジョンでも世界遺産の保護を図っていくためには今後地域のコミュニティの役割が大きいとされている。地域との協働で、これまでの取組を超えるような取組を提示し、それらの取組が実行されるような仕組みを作ってほしい。(琉球WG)
- ・西表島と沖縄本島では観光ポテンシャルが大きく異なることに留意する必要がある。現状の管理体制や所有形態を把握しながら慎重に方策を考えていかないと空疎な議論になってしまう可能性がある。(琉球WG)
- ・今回提示された地域の課題についての解決策や、個別の検討会を立ち上げる必要性についての議論が必要ではないか。また、管理計画でもっとも重要なのはいかにモニタリングをするかという点である。本当に効果的なモニタリングを行うためにはモニタリングの方法の開発から行わなければならない。また、モニタリングに関しては地域の協力も必要なので、そのための仕組み作りも重要である。(琉球WG)

平成 26 年度の WG で示した「奄美・琉球」管理計画構成（案）

目次構成（案）	
1.はじめに	5-2 徳之島 1) 固有種、希少種及びその生息地・生育地の保全 2) 外来種による影響の排除 3) 生息・生育地の維持・改善及び生態系の機能強化のための計画的・能動的な自然再生の推進 4) 遺産価値の保全と持続可能な利用との両立 5) 地域社会の参加と協働による保全管理と持続的な地域社会の発展への寄与
2.計画の基本的事項 1) 計画の目的 2) 計画の対象範囲 3) 計画の期間 4) 計画の進捗管理及び見直し 5) 他の計画との関係	
3.遺産推薦地の概要 1) 位置等 2) 総説 3) 自然環境 4) 社会環境	5-3 やんばる 1) 固有種、希少種及びその生息地・生育地の保全 2) 外来種による影響の排除 3) 生息・生育地の維持・改善及び生態系の機能強化のための計画的・能動的な自然再生の推進 4) 遺産価値の保全と持続可能な利用との両立 5) 地域社会の参加と協働による保全管理と持続的な地域社会の発展への寄与
4.管理の目標及び基本方針 1) 管理の目標 （1）全体目標 （2）地域区分ごとの目標 2) 管理の基本方針 （1）固有種、希少種及びその生息地・生育地の保全 （2）外来種による影響の排除 （3）生息・生育地の維持・改善及び生態系の機能強化のための計画的・能動的な自然再生の推進 （4）遺産価値の保全と持続可能な利用との両立 （5）地域社会の参加と協働による保全管理と持続的な地域社会の発展への寄与 （6）連続性のある資産の包括的な管理の実施と目標達成に向けた進捗の評価と計画の改定	5-4 西表 1) 固有種、希少種及びその生息地・生育地の保全 2) 外来種による影響の排除 3) 生息・生育地の維持・改善及び生態系の機能強化のための計画的・能動的な自然再生の推進 4) 遺産価値の保全と持続可能な利用との両立 5) 地域社会の参加と協働による保全管理と持続的な地域社会の発展への寄与
5. 管理の方策 5-1 奄美大島 1) 固有種、希少種及びその生息地・生育地の保全 2) 外来種による影響の排除 3) 生息・生育地の維持・改善及び生態系の機能強化のための計画的・能動的な自然再生の推進 4) 遺産価値の保全と持続可能な利用との両立 5) 地域社会の参加と協働による保全管理と持続的な地域社会の発展への寄与	6.管理の実施体制 1) 包括的な管理体制の確保 2) 管理機関の体制 3) 適切な情報の共有・発信・活用 4) 保全管理のための費用の確保
	7.おわりに



管理計画の枠組みの見直し

現在検討中の「奄美・琉球」管理計画の枠組みと構成（案）

【資料2参照】

【包括的管理計画】全地域を対象とした共通の目的・戦略的枠組み・方針を示した上位計画

目次構成（案）	目次構成（案）
1.はじめに	5.管理の基本方針
2.計画の基本的事項	1) 保護制度の適切な運用
1) 計画の目的	2) 希少種の保護・増殖
2) 計画の対象範囲	3) 外来生物による影響の排除・低減
3) 計画の構成	4) 緩衝地帯やその周辺地域における産業との調和
4) 計画の期間	5) 適正利用とエコツーリズム
5) 計画の進捗管理及び見直し	6) 地域社会の参加・協働による保全管理
3.「奄美・琉球」の概要	7) 適切なモニタリングと情報の活用
1) 位置等	6.管理の実施体制
2) 総説	1) 関係者の連携のための体制
3) 自然環境	2) 科学的助言に基づく順応的な保全管理体制
4) 社会環境	3) 情報の共有と活用の推進
4.管理の目標	4) 情報発信と普及啓発
1) 全体目標	5) 個別管理機関の役割と資源（費用・人材）
2) 地域区分別目標	7.おわりに
3) 管理に当たって必要な視点	

※「奄美WG」「琉球WG」からの科学的助言を得て、世界遺産に関する作業指針や各種マニュアルに示された要求事項を参考として、地域連絡会議により検討・調整・合意形成を図りながら策定する。

【地域別行動計画】構成資産である各地域別の具体的な取組・事業の実施方針を示した下位計画

<奄美大島地域行動計画>

<徳之島地域行動計画>

各地域部会において検討【資料3-1】【3-2】参照

<やんばる地域行動計画>

<西表島地域行動計画>

事業項目	実施主体	実施時期			事業の内容	達成目標【評価指標】	備考（検討・評価機関）
		推薦前	短期	中期			
<b>1) 保護制度の適切な運用</b>							
1 西表石垣国立公園の区域拡張・管理	環境省	▶	▶	▶	西表石垣国立公園の区域拡張・保護規制計画の見直しを行い、拡張後も引き続き、適切に管理する。	世界遺産の価値の保全や緩衝機能の法的担保を確保する。	
：	：	：	：	：	：	：	：
<b>3) 適正利用とエコツーリズム</b>							
10 仲間川地区保全利用協定の締結促進	沖縄県、協定締結事業者	▶	▶	▶	仲間川地区を利用する事業者と沖縄県で結んでいる保全利用協定に、仲間川を利用する事業者がすべて含まれるように促す。	仲間川を利用する全事業者の参加による利用協定の締結	
：	：	：	：	：	：	：	：

※「奄美WG」「琉球WG」からの科学的助言を得て、各地域部会において検討・調整・合意形成を図りながら各遺産候補地の管理に関する行動計画を作成し、地域連絡会議に諮って全体調整を行ったうえで策定する。